

第11節 意思決定

(1) 本部員会議等による情報共有・意思決定

(第2波における本市の対応)

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除されて以降も、引き続き、感染の状況等を継続的に監視し、迅速かつ適切に感染防止の取り組みを行うため、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止し、新たに「神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置した。また、感染状況が拡大するなど状況の変化が生じた場合は、速やかに感染拡大期への対応を迅速に図るため、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行し、より強い感染防止対策等を講じていくこととした。

令和2年6月以降、休業要請の解除や府県をまたぐ移動制限が解除されるなど、社会経済活動が再開され、人の移動も活発化する中、東京都を始めとする首都圏において7月に入り、20代及び30代の若い世代を中心に感染者が増加し、その状況が関西圏を始め全国に波及した。

感染拡大の兆しを受け、本市においても速やかな対応を図るため、7月6日に警戒本部員会議を開催し、感染状況の把握やPCR検査体制の確保等次なる波に備えた体制整備を方針として定めた。その後も、首都圏、大阪府を中心とする関西圏、愛知県、福岡県などの大都市圏と同様、兵庫県下においても、新規感染者の増加が続くなど第2波が到来し、兵庫県の定める「感染拡大期1（1週間平均の1日あたり患者数30人）」に入ったことから、本市においても、警戒本部を改組し、再度、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組し、感染拡大期における対応方針を確実に実施するための体制とした。

8月に入って以降、感染拡大の状況が一旦落ち着きを見せることとなったが、再度の感染拡大に備え、当面对策本部としての体制を維持することとなった。

第1次対応後、感染状況の変化に対応し、警戒本部と対策本部を変更する考え方を整理したが、感染の波が収まった後も、一定数の感染者が継続的に発生し続ける状況が続くこと、また、次の波も定期的に生じるなど、柔軟な本部体制の変更は運用が難しい状況が続いており、現在においても対策本部としての体制を維持している。

第1次対応後の国の動きとしては、感染状況を確認しつつ、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等を段階的に緩和する方針が事務連絡を通じて示された。このうち、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和については、国の事務連絡や県の対処方針に基づき、対応方針の部分改定等を実施した。（令和2年7月9日、令和2年8月31日、令和2年9月18日）。

本市対応方針については、新たに感染症防止対策を講じる場合や緊急事態宣言等で社会・経済活動の制限を講じる場合など、全庁横断的に指針を定める事項ではなく、部分改定にとどまる場合は、対策本部員会議を経ることなく、都度、機動的な改定を実施し、

速やかに市民・事業者に公表することとした。

(第3波における本市の対応)

令和2年9月下旬以降、徐々に新規感染者が増加し、特に11月以降、北海道や東京、大阪をはじめ、全国的に感染者の増加が見られ、本市においても、クラスターが発生するなど、新規感染者が増加している状況が顕著となった。

令和2年11月19日に、約4か月ぶりに対策本部員会議を開催し、医療提供体制の負荷を過大にしないための医療・検査・相談体制の確保、市民・事業者への基本的予防対策の徹底の呼びかけのための対応方針を確認した。

その後も、全国の感染者数は高止まりの傾向が続いた。本市においても、新規感染者が連日多数発生する状況が継続し、医療提供体制への負担も非常に大きく予断を許さない状況となった。令和2年12月17日に対策本部員会議を開催の上、医療崩壊を防ぐための体制確保や年末年始を静かに過ごすための呼びかけ等を実施した。

年明けには首都圏を始め全国的な感染者急増を受け、再度新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、令和3年1月8日から令和3年2月7日の期間、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域として公示された。

関西圏においても、直近の感染状況拡大を踏まえ、兵庫県、京都府、大阪府が連携し、政府に対して、緊急事態宣言の発令を要請することとなった。

本市においても、新規感染者が長期間にわたり連日多数発生し、医療提供体制が限界を超える恐れのある状況となり、令和3年1月9日の対策本部員会議開催で、新型コロナウイルス感染症対策を最優先とした対応を実施していくことを確認した。

更に、令和3年1月14日は、緊急事態措置を実施すべき区域に、兵庫県を含む7府県が新たに追加された。同日、対策本部員会議を開催し、市民病院における通常医療の制限による病床確保を始め、各分野における対応方針を定めた。

その後、緊急事態措置を実施すべき期間の延長、緊急事態措置を実施すべき区域からの除外、緊急事態宣言の解除のタイミングで、対策本部員会議を開催し、本市における感染状況を踏まえた対応方針を定めた。

第3波到来時の2回目の緊急事態宣言発令時には、宣言発令や解除に際して、都道府県側からの事前の国への要請を含め、国・県の事前の調整が実施されるようになり、関西圏域においても府・県間で緊急事態宣言発令や解除に際して連携した取り組みが進んだ。県・市間においても、事前の感染状況も含めた情報共有や、感染抑制のために、社会制限が必要な状況かどうかの情報共有も緊密に実施した。

また、特措法に基づき事業者や施設等に対し社会活動の制限内容を決定する役割を担う県と、基礎自治体として県の対処方針を踏まえ、必要な医療・検査・相談体制の確保、基本的感染対策の市民への呼びかけ、ワクチン接種の取組みを推進する市が、役割分担・連携して必要な感染対策を推進した。最初の緊急事態宣言発令時と比較し、国・県の対

処方針に基づく、市の方針決定、市の方針に基づく必要な対策の取組み、各局室区への情報伝達は円滑に実施されるようになったと考えられる。

(第4波における本市の対応)

令和3年3月1日の緊急事態宣言解除以降、変異株の影響を注視しながら、年度末・年度始めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大(リバウンド)防止するための注意喚起・呼びかけ等、感染防止対策に取り組んできたが、新規感染者の急増に伴う病床使用率の増加等により、入院調整が厳しい状況となり、医療提供体制は予断を許さない状況となった。

令和3年4月1日の年度当初の幹部職員への訓示は中止し、新体制による対策本部員会議を開催の上、今後の対応を議論し徹底する方針を決定した。

4月5日には、改正法で創設されたまん延防止等重点措置区域に兵庫県も指定され、本市においても、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁挙げて取組み、感染拡大防止と医療提供体制の確保に取り組む方針とした。

しかし、感染の急拡大が収まらない状況であったことから、本市においても県に対し、まん延防止等重点措置から一步踏み込んだ措置としての緊急事態宣言を国に要請すべき状況にある旨、県に申し入れを実施するなど緊密に情報共有を実施した。兵庫県においても、速やかに政府へ緊急事態宣言の発令を要請、4月25日より兵庫県が3回目の緊急事態措置実施区域となった。国・県の方針に準拠し、対策本部員会議において、ゴールデンウィーク期間中のイベント等の無観客開催、大規模集客施設での休業等の集中的な対策を実施する方針を決定した。

飲食店での酒類の提供が禁止されたことから、国・県の方針に基づき、路上・公園での集団での飲酒など、感染リスクの高い行動に対する注意喚起として、建設局・港湾局による主要駅や公園、須磨海岸、メリケンパーク等での野外飲酒グループへの注意喚起を実施した。

第4波においては、多数の新規感染者が連日発生する状況が続き、医療提供体制はこれまでになく危機的な状況となり、保健所業務も著しく増大する中、対策本部においても、災害に匹敵する緊急事態として、全庁挙げた必要な部門への対策強化、医療提供体制の確保、各局室区と連携した、感染拡大防止の徹底、リスクの高い行動の自粛の呼びかけなど、全庁挙げてできることにはすべて取り組む体制で臨んだ。

緊急事態措置の実施以降、感染者は減少し、6月20日に緊急事態措置実施区域の指定は解除され、引き続き感染収束に向けた取組みを行っていく必要があるため、6月21日からまん延防止等重点措置を実施されることとなった。

(第5波における本市の対応)

令和3年7月11日をもって、県におけるまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、首都圏において新規感染者数が増加し、続いて関西圏をはじめ多くの地域で新

規感染者が増加し、感染拡大が懸念される事態となった。

7月28日兵庫県においては、政府へまん延防止等重点措置実施区域の指定を要請し、7月30日に指定され、8月2日よりまん延防止等重点措置を実施すべき区域に本市も指定されることとなった。

しかし、デルタ株を始めとする変異株の影響により、感染急拡大が収まらない状況であるため、8月17日兵庫県においては、緊急事態措置実施区域とされ、8月20日より4回目の緊急事態措置が実施されることとなった。

本市においては、市対応方針に基づき、医療・検査・相談体制の確保、ワクチン接種の円滑な推進、基本的感染対策の徹底の呼びかけ等、引き続き感染拡大防止の取り組みを継続して実施した。また、国・県の対処方針の内容変更を踏まえ、都度、市の対応方針を改定し、各局室区へ周知を実施した。

全国的には、アルファ株よりさらに強い感染力をもつデルタ株の出現により、若年世代にも感染が拡大したことにより、非常に多くの新規感染者数が発生した。

本市においては、これまでの対策の強化・徹底のほか、第4波の教訓を踏まえた対応として、コロナ受入増床の確保、早期診療による重症化防止、転院促進による病床確保等の対応を講じるなど、全庁挙げた対応を実施した。

令和3年9月30日をもって、本市においては、緊急事態措置実施区域から解除されたが、感染再拡大防止のための対応を講じているところである。

本市の対応方針について、基本的に国・県の対処方針に準拠して決定し、各局室区から各関係者へ伝達される枠組みが、緊急事態宣言を重ねることにより明確になり、対応方針決定までの事前調整や決定後の情報伝達過程はより円滑になったと考えられる。

総じて、国・県の感染状況を踏まえた対応や今後の方針について、地方自治体への情報伝達も含め、第1次の対応の時と比較し、早めに、国の専門家会議や分科会等で方向性が示される場合が多くなり、ある程度、今後の見通しを持ちながら、市の方針決定を検討することができるようになった。

一方で、兵庫県全体の感染状況よりも、神戸市を含む都市部においては、感染拡大の兆候が早めに生じる場合が多いことから、国や県の動向を注視しつつ、本市における医療提供体制や感染状況を踏まえ、速やかに対応を講じていくことが必要と考えられる。

(参考：対策本部員会議計24回、警戒本部員会議計3回開催)。

(会議運営)

対策本部員会議運営については、第1次対応時と同様、14階大会議室での出席者数を絞り、テレビ会議室システムを最大限活用して運営を実施した。

会議資料について、第1次対応の際に課題であった、机上配布資料が直前まで決まらず事務が錯綜する点については、11月以降、ペーパーレス会議に変更することで大幅な改善を図ることができた。

机上資料配布時には、事前の会議資料調整時の修正事項の都度、資料複写、追加、差

し替え実施のための作業時間を相当程度見込みながら準備を行う必要があったが、電子データの差し替えのみで対応することができるようになり、劇的な事務負担の軽減につながった。

(2) 各種関係機関との連絡調整・情報伝達

(国・県との調整)

第1次対応と同様、神戸市の対応方針については、国・県の対処方針を踏まえ、実施内容を定めた。兵庫県とも、引き続き連絡調整・情報共有体制を継続した。定期的に表示される国の分科会等の提言や、兵庫県において示された、感染状況のフェーズ事の対応方針等に基づき、夏場から秋にかけては、状況や段階ごとの対応の変更等について、一定の予測をもって準備を行うことができた。兵庫県の対策本部会議の検討内容や開催予定等についても、円滑に情報共有を行うことができた。

一方、冬場以降の大きな感染拡大の波は、県のフェーズの考え方を大きく超え、年明け以降は、国の基本的対処方針及び兵庫県の対処方針に基づき、市の対応方針を定め、感染症対策を実施した。事前に県との連絡調整体制を構築していたことから、1月より始まった営業時間短縮の対象市の設定についての事前の連絡調整、兵庫県、大阪府、京都府の3府県での一体的な緊急事態宣言の発令要請や解除要請の動きの情報共有などを行う上で、有効に機能したと考えられる。

一方で、令和3年4月には、会食に際しての飲食店へのうちの配布等、飲食店での感染防止対策の手法について、市から配布をしないよう申し入れを実施するなど、保健所中心に最前線で感染対策を担う立場から、必要な申し入れを実施した。

また、実務面においては、飲食店の営業時間短縮に関する掲出ポスターの配布や認証店登録のための申請書類等の設置依頼等の事前準備の調整については、あらかじめ、周知期間や市町との役割分担について、より綿密な事前調整が必要と考えられる。

(危機管理室・健康局における情報共有)

患者発生状況については、第1次対応以降も、毎日健康局及び危機管理室で情報の共有を図るとともに、記者会見等の同席による情報共有を図ってきた。

一方、感染拡大が続く中、病床の使用率の状況やクラスターを含む感染の発生状況等、日々刻々と変化する医療提供体制の現状について、日々の詳細な状況の健康局との情報共有が必ずしも十分でない状況であった。そのため、1月に入ってから、健康局での日々の定期的な打ち合わせに、危機管理室職員が常時同席し、危機管理室・健康局で一体的な、情報共有・意見交換・意思決定を図ることとした。その結果、日々の感染状況や今後の対応方針等について、齟齬なく一体的に意識の共有を図ることができるようになり、現在も同様の取組みを継続しているところである。

(各局室区との連絡調整・事業者への情報伝達)

第1次対応において情報伝達の流れが概ねできたことから、国や県の動向の情報共有、対策本部員会議の開催、各局室区を通じた関係機関への情報伝達等の一連の流れは、第2次対応以降、円滑に実施された。

また、第1次の対応に比較し、施設や催物等が全面的に休止されることはなく、社会活動の制限については、営業時間の短縮や人数制限が中心であり、事前に、国の情報等が公表されている状況が多かったことから、各局室区とも概ね想定した事前準備が実施できるようになった。

対策本部員会議で決定した事項については、通知文等により各局室区を通じて速やかに情報伝達が行われていた。施設の利用指針や地域の利用施設への情報伝達も一定、一連の流れに沿ってスムーズに実施できていたものと考えられる。

情報伝達の内容は、制限の期間や時間等の事項のほかは、一般的な基本的感染防止対策等、既に周知されている事項を呼びかける内容が中心であり、市民・事業者にリスクの高い場面を避ける、防ぐための具体的行動や対応を取ってもらう工夫を継続して行っていく必要がある。